

令和 5 年度
第 1 回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：令和 5 年 8 月 3 日（木）

午後 2 時 00 分～2 時 55 分

場所：太子町役場議会棟 2 階 常任委員会室

太子町生活福祉部町民課

令和5年度第1回太子町国民健康保険運営協議会 会議録（要点記録）

1. 協議会の開催日時及び場所

月日：令和5年8月3日（木）

開会：午後2時00分

閉会：午後2時55分

場所：太子町役場議会棟2階 常任委員会室

2. 協議事項

① 令和4年度太子町国民健康保険特別会計決算について

3. 委員の出席・欠席者

出席委員：桑名 幸夫、玉田 晶久、上岡 路明、龍田 孝夫、福田 幸代、宮中 真智子

欠席委員：なし

4. 事務局

副町長 榮藤 雅雄、生活福祉部長 嶋津 一弥、

町民課長 福井 照子、副課長 溝端 朋代、係長 八木 智晴

さわやか健康課 係長 小河 摩佐子

5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

(別紙) 協議会経過及び結果

1. 開 会
2. 副町長あいさつ 榮藤副町長
3. 会長選出 委員互選により桑名委員を会長に選出
4. 会長あいさつ 桑名会長
5. 会議録署名委員の指名 会長が玉田委員と福田委員を指名
6. 報告事項

①令和4年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

溝端副課長：《令和4年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算 総括表について説明》

福井課長：《令和4年度国民健康保険事業報告 制度の概要について説明》

溝端副課長：《令和4年度国民健康保険事業報告 事業内容について説明》

会 長：先ほどの説明について、何か質疑等がございましたら発言をお願いします。

玉田委員：歳入決算のうち、最も多い約7割を占める県支出金の普通交付金22億5,023万2,295円は、用語解説を見ますと市町村が行った保険給付の実績に応じてその同額が交付されると説明があります。歳出の決算の中で額が大きな保険給付費は22億3千万円余りで極めて数字が近いですが、歳入決算の普通交付金22億5,023万2,295円に対し市町村が行った保険給付の実績額は歳出決算の中の何処と何処を足した金額となるのかを教えてください。

福井課長：普通交付金は、市町村が行った保険給付の実績に応じその同額が給付されますが、2月の診療分については未確定な部分があることから、県の支払いの都合上概算払いとなります。実際には、歳出の保険給付の確定後、普通交付金を翌年度で精算しますので、歳出は実際に出た額、歳入の普通交付金は概算で入ってきた額が決算額となります。そのため、歳入の普通交付金の決算額は歳出の保険給付費の決算額とは同額にはなりません。

玉田委員：ということは、歳入の概算払いの額と歳出の実績額との違いが出ているということですね。それらが一致すれば、歳出の保険給付金が22億3千万円余りですが、その額が一致するという理解でよろしいでしょうか。

福井課長：はいそうです。

玉田委員：わかりました。

次に、基金の繰入金が、令和3年度は5,200万299円、令和4年度は1,437万3,000円という決算額になっており、前年度比で約4千万円少ないですがその理由を教

えていただきたいというのが一つ、もう一つは基金の繰入金ということで基金が、2億6千8百万円余りと受け止めていますが、どれくらいの額が単年度で取り崩しが可能なのでしょうか。目安を教えてください。

福井課長：まず、令和3年度と4年度の取り崩し額の減少理由ですが、大きくは2点ございます。1点目は保険税の税率等の見直しです。平成29年度以降、税率の見直しを行っておりませんでしたので改めて社会情勢や基金の取り崩し状況、保険料水準の統一などを総合し、4年度に税率等を見直したことです。2点目は令和元年度、2年度については徴収率が県下最下位でした。基金は不足分を補うために繰り入れておりますので、令和4年度につきましては、口座振替の推進や臨戸徴収など、多方面からのアプローチにより徴収率が上がったことが大きく、その結果として取り崩しが少なくなったということです。もう一点、今後の取り崩しの目安ということですが、取り崩さずに保険税だけで賄おうとすると、かなり保険税が高くなってきます。また、令和9年度の保険料水準の統一後は、税率を低くするために基金を取り崩して市町村ごとに税率を決めるということができなくなることから、急激な被保険者の負担増を避け、それまでに標準保険料の水準までゆっくりと持っていけるように基金を取り崩しながら調整していきたいと思っていますので、具体的にいくらまでなら取り崩せるというようなことは、今のところ算出はしておりません。ただし、保険料水準の統一がなされた後に、例えば町独自で保健事業を手厚くしたいという話になりましたら、町単独の財源で実施する必要がありますのでそれを考慮し、基金については幾らか残しておきたいということもあり、今のところは全額を取り崩す方向では考えておりません。

玉田委員：今、基金残高が2億7千万弱ですが、そのうちの幾らかは残しておいて、それ以外は保険料水準の統一までに使いたいと言うふうに聞こえましたが、残そうとしている基金はどれぐらいなのでしょう。

福井課長：すみません。今後の保健事業をどのように展開していくかということもありますので、現時点では具体的な数字はお示しできませんが、できるだけ余裕を持った金額で残していきたいと思っております。

玉田委員：はい、わかりました。

では、3点目の質問に入ります。レセプト点検についてですが、レセプト点検の中身と、財政効果額とはどのような意味を持つのかということと、1次審査と2次審査の中身も教えてください。

福井課長：レセプト点検は医療機関からレセプトがあがってきて、内容を兵庫県内の全市町が加入している国民健康保険団体連合会に委託し、コンピューターで機械的に内容を点検しております。その後、町でももう一度点検審査を行います。町ではレ

セプト点検の専門員を配置し、疑義が生じているような内容がありましたら付箋を付けて国保連合会へお返しするということになっております。ちなみに令和4年度に再審査をお願いしたものにつきましては、738件でございます。例としては湿布薬の処方では病名と貼り付ける部位に不一致が生じている場合、具体的には腰が痛いとおっしゃっているのにレセプトには膝に使用するものが記載されているなどのケースです。町から再査定してくださいということでお返しし、それが反映されるということになっています。財政効果については、点検を行うことで支払いの給付金にいくら反映したかということと言うと、1次審査と2次審査合わせて年間で923万5,000円の効果額がありました。点検をすることで適正な額となったということでございます。

玉田委員：1次審査と2次審査は抽出ではなく全数ですか。

福井課長：1次2次ともに全数審査です。

玉田委員：用語がよくわからないのですが、平たく言えば不適切なレセプトを適正に直すとこれだけの効果が出てきたということでしょうか。

福井課長：そうです。

玉田委員：令和4年度38万5,980円、3年度の27万2,650円は何の額ですか。

福井課長：町での2次審査により額が変わった差額です。

玉田委員：適正にすると38万5,980円が戻ってきたということですか。

福井課長：そうですね。お支払いしなくてもよくなった額ですね。

玉田委員：決算総括表に戻りますが、歳出のところに審査支払手数料というところがあります。632万6,645円、これが用語解説では兵庫県国民健康団体連合会のレセプト審査手数料と書いてあります。この団体に支払ったお金が632万円余りでその効果は令和4年度で38万5,980円です。つまり632万円余りを払ってその効果が40万弱の効果という理解でよろしいでしょうか。

副町長：2次審査が約40万円、1次を含めると（合計で）約900万円の効果です。

玉田委員：この923万5,000円は、兵庫県下（の全体総額）ではなく、1次と2次を含めた金額ですか。

副町長：はい、そうです。

玉田委員：わかりました。600 万払って 900 万取り戻したということですね。それでは、連合会に委託しているお金は無駄になってないということですね。300 万近いキャッシュバックがあると。そういうふうに理解したらいいですか。

福井課長：はい。

玉田委員：このようなケースはよくあるのでしょうか。間違いというか不適切というか。医師や医療事務は的確なものだと私は思っているのですが。

上岡委員：ちょっと、よろしいでしょうか。医療機関でも事務的なミスで病名の記入漏れはあります。腰痛症の病名で湿布を出していて、たまたま 5 月の保険請求で腰痛症を付け忘れて請求してしまったら、明らかにその人に腰痛の診断で湿布を出していても、翌月の 6 月には病名のついていない湿布請求となり、認められずに返って来てしまいます。それを、5 月は記入漏れでしたと申し出ても認めてもらえないんです。

玉田委員：審査することで、医療機関が助かることもあるのでしょうか。

上岡委員：助かることは無いです。国や国保連合会のルールで、(正当な診断で出した処方であつても) 後から修正できないため、損失となってしまいます。

玉田委員：大事なところなので、正確に聞いておきたいのですが、このレセプトの審査点検は、積極的にやってもらった方がいいということですか。

上岡委員：医療機関としてはやらない方がいいですが、保険者側の立場では、やるべきだと思います。中にはイリーガル(違法)なことをされている人もおられますので、それに対してはやはりきちんとやるべきだと思います。

玉田委員：なるほど。僕は、高すぎる保険料を何とかできないかと思って。そのような立場からずっと見ているんですけど。わかりました。とりあえず 3 点の疑問点がありました。それは解消できました。以上です。

会 長：他に何かございますか。よろしいでしょうか。質疑が無いようでしたら、本日の次第 6 の報告事項については以上といたします。

事務局におかれましては、今後も健全な国保事業運営をお願いしたいと思います。続いて、次第 7 その他について、事務局よりお願いします。

7. その他 事務局事務連絡

8. 閉 会

この会議録が真正であることをここに署名する。

令和5年 8月 28日

署名委員

玉田 晶久

署名委員

福田 幸代